

平成28年度 第2回 相模原市総合教育会議 議事録

○日 時 平成28年10月28日（金曜日）午後2時30分から午後3時37分まで

○場 所 相模原市民会館3階 第1大会議室

○日 程

1. 開 会

2. 議事録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申への対応について

日程第 2 児童虐待による重篤事例に関する答申への対応について

日程第 3 児童の放課後対策に係る市長部局と教育委員会の連携について

4. 閉 会

○出席者（6名）

市	長	加	山	俊	夫	
教	育	長	野	村	謙	一
委員（教育長職務代理者）		永	井		博	
委	員	大	山	宣	秀	
委	員	福	田	須	美	子
委	員	永	井	廣	子	

○説明のために出席した者

副 市 長	小	星	敏	行	副 市 長	梅	沢	道	雄
健康福祉局長	熊	坂		誠	教 育 局 長	笹	野	章	央
こども育成部長	小	林	和	明	こども育成部参事	榎	本	哲	也
教育環境部長	新	津	昭	博	学 校 教 育 部 長	土	肥	正	高
生涯学習部長	佐	藤		暁	健康福祉局参事兼 健康福祉総務室長	椎	名		孝
こども育成部参事兼 こども青少年課長	馬	場	博	文	こども施設課長	榎	本	好	二

中央子ども家庭相談課長 吉村孝幸 児童相談所長 細谷洋一

教育環境部参事兼学務課長 井上京子 教育環境部参事兼学校施設課長 山口和夫

学校教育部参事兼学校教育課長 江戸谷智章 青少年相談センター長 沢辺雅子

○事務局職員出席者

教育局参事兼教育総務室長 大用靖 教育総務室担当課長 杉山吏一

教育総務室主査 萩生田成光 教育総務室主任 田村雄一

教育総務室主事 上原達也

---

口 開 会

◎加山市長 ただいまから平成 2 8 年度第 2 回の相模原市総合教育会議を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに確認をさせていただきたいと思いますが、本日の会議につきましては非公開とする必要性のある議題につきましては見込まれておりませんので、原則どおり公開の会議とすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎加山市長 ありがとうございます。それでは、本日の会議は公開とさせていただきます。

傍聴人が来られているようでしたら、入場いただきたいと思いますので、事務局の方でどうぞよろしくお願いをします。

(報道機関、傍聴人入場)

◎加山市長 本日は、報道機関から撮影等の申請が提出されております。相模原市総合教育会議傍聴要綱第 7 条の規定に基づきまして、これを認めたいと思っております。なお、撮影につきましては会議の冒頭のみ自由に撮影を許可しまして、それ以降につきましては決められた場所からの撮影とさせていただきます。

それでは、報道機関の方につきましては撮影をお願いしたいと思います。

(報道機関撮影)

---

◎加山市長 それではこれより会議を始めさせていただきますと思いますが、本日の会議の議事録に署名する委員につきましては、福田委員と永井廣子委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

この総合教育会議につきましては、市長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進をするために設置されたものでございまして、昨年度はこの会議での協議を踏まえまして、さがみはら教育大綱を策定させていただきました。今後もこの会議の場で教育に関する様々な協議を行っていきたいと思っております。本日の会議は 1 0 月 1 日に本市教育委員会が新体制に移行して初めての開催となります。そこで、会議を始める前に教育長から教育に対する思いやお考えなどをお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎野村教育長 それでは、まず私からお話をさせていただきます。所信表明でも掲げましたが、今般、県費負担教職員の給与負担等の移譲、また学習指導要領の改訂といった、教育を取り巻く環境が大きく変化をしております。こうした中で、特にいじめ問題への対応、支援教育の充実、また子どもの貧困問題をはじめ、相模原の子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向けましては、学校を含めた教育委員会、そして市長部局が幅広く互いの課題や施策について相互理解を深めること、また、情報を共有し、連携した対応を行うことが大変重要であると考えております。

教育委員の皆様のご知見も十分に生かし、市の組織、また地域や家庭を含めたオール相模原で子どもの明るい未来づくりに取り組んでまいりたいと考えております。そして、相模原で育った子どもたちが次世代を担う人材として大きく伸びるとともに、また自分たちの育ったふるさとへの誇り、また愛着心、こうしたものが育まれることを強く願っております。

私からは以上です。

◎加山市長 ありがとうございます。

それでは、委員の方々も一言ずつお話をいただければと思っております。

では、はじめに永井廣子委員からお願いしたいと思います。

◎永井（廣）委員 10月1日から教育委員になりましたので、まだ始まったばかりということでもいろいろ勉強させていただきながら、保護者の代表として保護者の視点から、そして子どもに一番近いところにいる立場から、本当に子どもたちの視点からいろいろお話をさせていただいて、保護者と子どもたちのためになるような活動をしていければと思っておりますのでよろしくお願いたします。

◎加山市長 よろしくお願申し上げます。

それでは続きまして大山委員、よろしくお願いたします。

◎大山委員 大山でございます。教育委員になりまして、2期目の1年目が過ぎたところで、この10月からは新たな教育委員会体制のもとで、従来どおり教育委員として医師の立場から子どもの命、健康、いろんな面において意見を申し述べさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

◎加山市長 よろしくお願申し上げます。

では福田委員、お願いたします。

◎福田委員 福田でございます。教育委員になりまして4年目に入ります。これまで、相模

原の教育をいろいろと現場を通して見させていただきながら考え、発言させていただきました。昨日、タイムリーというか、ちょうどいじめについての調査が公開されて、平成26年度から27年度にかけて急激にこの認知件数が伸びているというようなことがあります。相模原も同様な傾向になっているかと思えますけれども、やっぱり認知ということで、早期発見というようなことは少し進んでいるようなんですが、発見されたものをどうするかというのが本当に大きな課題になってくるかと思えます。議論する、それと並行して実際に教育プログラムの中でどういうふうに出していくのか、また環境づくりとしてどういうふうな連携が必要なのか、そういうことを考えていきたいと思っております。

◎加山市長 よろしくお願ひします。

それでは永井職務代理者、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎永井（博）委員 永井です。新しい教育委員会制度のもとでの初めての総合教育会議ということで、緊張感を持ってこの会議に臨んでおります。社会が大きく変化し、教育を取り巻く環境も激変している現代、どのような社会、状況においても強く生き抜いていける人材を育成することが大切だと思っております。本市には「人が財産（たから）」という素晴らしい理念があります。一人ひとりが大切にされ、互いの個性や違いを認め合い、助け合う心を持つこと。このような子どもたちを育てるため、市民総ぐるみで、チーム相模原で、あらゆる関係機関、家庭、地域との連携を図っていくことが大事だと思っております。本会議では、これらを相模原市教育の方向性やメッセージとして示していくことができればよいと思っております。

◎加山市長 よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。本日の会議の協議事項でございますが、相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申への対応について、そして、児童虐待による重篤事例に関する答申への対応について、そして、児童の放課後対策に係る市長部局と教育委員会の連携について、この3件を議題とさせていただきたいと思ひますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

---

#### □相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申への対応について

◎加山市長 それでは協議事項の1つ目でございますが、相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申への対応についてでございます。

本件につきましては、前回の総合教育会議におきまして相模原市子どものいじめに関する

る調査委員会の答申について報告を受けるとともに、再発防止策につきまして、直ちに取  
り組む事項と今後取り組む事項につきまして協議をしたところでございますが、既に取り  
組みが進められていると承知をしております。また、10月7日には相模原市子どものい  
じめに関する審議会が開催をされまして、その場におきましても委員の皆様から様々なご  
意見が出されたものと承知をしております。その点も含めまして、現在の取組の考え方  
につきまして、学校教育部長から説明をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

**○土肥学校教育部長** 相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申を受けまして、検  
討しております再発防止策につきましてご説明申し上げます。前回説明している内容と重  
複している内容につきましては省略いたします。

恐れ入りますが、資料1の1ページをご覧ください。

調査委員会答申の概要といたしまして、1調査委員会の見解、また、2ページにござ  
います2再発防止のために必要な対応策についての提言を受けております。提言の内容を踏  
まえまして再発防止策について検討し、取組を進めているところでございます。

再発防止策につきましては、5月の総合教育会議におきましてご意見をいただき、取組  
を進めてまいりました。これまで取組を進めてまいりました主な実施内容につきましてご  
説明申し上げます。

調査委員会答申を受けました再発防止策につきましては、大項目として5項目に分けて  
おります。

恐れ入ります、資料2の1ページから4ページにかけてご提示させていただいておりま  
す。具体的には、1ページにお示ししております1教職員のいじめ観を改める取組、2外  
部機関、専門家との連携を進める取組、2ページにお示ししております3教職員が発達障  
害について理解を深め、様々なトラブルに対処する力を高める取組、2ページから3ペ  
ージにお示ししております4学校と家庭との良好なコミュニケーションの場の構築に向けた  
取組、3ページから4ページにお示ししております5いじめ防止に係る施策等を検証し改  
善を図る取組でございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

はじめに、1教職員のいじめ観を改める取組における（1）本事案を風化させない取組  
についてでございます。

二度と同様の事案を起こさず、子どもたちが安心して生活が送れるように努めることが何  
よりも重要であると捉えております。そのためにも、いじめ防止対策の取組の充実がなさ

れるよう、校長会や各担当者会等において本事案の調査結果概要とともに、いじめに係る組織的な支援や対応の重要性について周知徹底を図っているところでございます。

(3) いじめ防止対策推進法に基づきいじめの報告の改善による組織的な支援の充実でございませう。これまで実施しておりました「相模原市いじめに係る月間報告票」の内容に新たに追加いたしました「注意を要する児童・生徒の報告票」によりまして、苦痛の累積などを把握するための調査を5月から実施しており、状況把握の充実とともに、気になる内容につきましては各区の担当指導主事が直接学校へ確認し、必要に応じて支援の進め方について助言するなど、学校の支援の充実が図られるよう取り組んでおります。

次に2外部機関、専門家との連携を進める取組における(1)市寄附講座「地域児童精神科医療学」電話相談事業の有効活用に向けた取組についてでございます。

支援教育コーディネーター連絡会や児童支援専任教諭連絡会など、様々な機会を通じてチラシを配付し説明を行うとともに、活用の実情につきまして各学校への聞き取りを行い、より活用しやすい方法について検討を進めているところでございます。

(3) 学校と関係機関や医療機関等専門機関との連携体制の推進に向けた取組でございますが、支援教育ネットワーク協議会、子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議等において、情報を共有するとともに医療機関等との連携の在り方について意見交換を行い、より効果的な連携の在り方について検討を進めているところでございます。

2ページをご覧ください。

次に、3教職員が発達障害について理解を深め、様々なトラブルに対処する力を高める取組における(1)発達障害への理解と対応のための手引き作成でございますが、発達障害のある児童・生徒への理解と対応のための手引きを平成29年3月の完成を目途として作成を進め、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援がなされるよう、インクルーシブ教育の推進に向け取組を進めているところでございます。

10月に開催されました相模原市子どものいじめに関する審議会からもインクルーシブ教育の視点を教職員一人一人が持ち、支援に当たることの重要性について多くの意見が出されており、その内容につきましては手引きの作成に反映してまいりたいと考えております。

次に4学校と家庭との良好なコミュニケーションの場の構築に向けた取組といたしまして、(1)学校と保護者との関係を良好にするための研修の実施についてでございます。

各担当者会や指導主事の学校への巡回訪問において、スクールソーシャルワーカーや青

少年教育カウンセラーと連携し、福祉的な視点からの保護者との関わり方や対応の在り方について理解を深めるために管理職や担当者に対し周知を図っているところでございます。

3 ページをご覧ください。

(3) 市長部局との情報の共有化の徹底でございますが、要保護児童対策地域協議会等をより活用して、教育委員会と市長部局関係課が把握する情報の共有化を図り、学校や保護者に対する支援の幅を広げるよう努めてまいります。

次に、5 いじめ防止に係る施策等を検証し改善を図る取組における(1) 日常的な取組の充実についてでございますが、本取組につきましても相模原市子どものいじめに関する審議会からの意見を踏まえまして、新たに再発防止の取組の重点としたものでございます。

内容につきましては、インクルーシブ教育の視点を踏まえ、日頃から児童・生徒が協働して学び合える授業づくりが工夫されるよう、授業力の向上に向けた研修の実施や指導主事による授業参観や助言、また児童・生徒の自主的な取組が推進されるよう、積極的な取組紹介や情報提供、指導主事による取組への助言など、各学校の取組の支援を行うものでございます。

4 ページをご覧ください。

(4) 教育委員会内関係各課による情報共有についてでございます。

今年度から新たに月1回開催しております青少年相談センターと学校教育課人権・児童生徒指導班による連絡会議において、指導主事とスクールソーシャルワーカーが「注意を要する児童・生徒の報告票」「欠席状況等通知書」等で把握した児童・生徒の状況や学校の対応について情報共有し、連携した学校支援につなげております。

さらに、先ほどもご説明申し上げました「注意を要する児童・生徒の報告票」による調査の実施により、学校から教育委員会に対する相談や経過報告が増え、児童・生徒に対する迅速な支援につながっていると捉えております。

(6) いじめ防止フォーラムの充実につきましては、児童・生徒の主体的な取組や意見が反映されるよう改善を図ってまいります。

これらの取組により、これまで以上に教職員の意識が高まり、子どもたちに対するより丁寧な支援につながっていると認識しております。

以上、主な取組の進捗状況につきましてご説明申し上げます。

◎加山市長 ご苦勞様でした。説明が終わりましたので、これより協議に入りたいと思います。

再発防止の取組について、まず教育委員会のご意見をお聞かせいただきたいと思います  
がよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎野村教育長 それでは私のほうからよろしいでしょうか。

本日、後ほど協議を行います児童虐待による重篤事例を含めまして、二度と同様なこと  
が起きないように市長部局と一体となり、連携をしながら再発防止に取り組んでまいりた  
いと考えております。

現在、答申を踏まえましてただいま学校部長より説明いたしましたとおり、数多くの取  
組を進めております。こうした中でも、教育現場の教職員がこうした事例について、どの  
ような経過、対応の中で不幸な結果を招いたのか、これを具体的に理解を深めることが大  
変重要であると考えています。答申が出されました後、5月に学校長に対して、教職員に  
対する周知・徹底を要請したところでございますが、ここで改めまして今回の事例及び答  
申の内容、再発の防止策、留意すべき事項につきまして全ての教職員に対して十分伝わる  
よう、周知の徹底を図りたいと考えております。

また、教職員一人一人が子どもの苦痛を見逃さない意識、何より命を大切にす意識を  
高めることはもちろん、組織的に対応する能力を向上していく、このことも求められてい  
る、このように考えております。

◎加山市長 ありがとうございます。

では、永井職務代理者のほうからもお願ひします。

◎永井（博）委員 子どもたち一人一人に目を向ける取組として、平成27年9月よりいじ  
めについての月間報告がなされております。

また、新たに本年5月より「注意を要する児童・生徒の報告票」による調査が実施され、  
担当指導主事が学校への支援を行っております。丁寧な対応につながっているということ  
は大変大切な取組であると感じており、これは引き続き継続して行うことが重要であると  
考えております。

◎加山市長 ありがとうございます。

大山委員はありますか。

◎大山委員 今回の事例におきましては、学校でトラブルが多く発生している状況がござい  
ます。また、発達障害であることが保護者から学校に伝えられていたにもかかわらず、そ  
の対応が十分とは言えなかったと答申の中で指摘されていることは大変重要なことであり  
ます。

文部科学省専門技官との個人的私信によれば、いじめ全体で発達障害のある児童・生徒に係る割合は70%を超えていると言われております。教職員が発達障害への理解を深め、子どもたちへ指導していくことが重要であります。ですから、現在作成を進めている手引きの内容につきまして、完成後すみやかに教職員へ周知徹底し、支援に生かすことが必要であると考えております。

◎加山市長 ありがとうございます。

福田委員、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎福田委員 本年度より、教育委員会におきましていじめ等に関する児童・生徒の情報交換が定期的になされていることは、子どもたちをより多面的に支援するためにも大変重要であると捉えております。昨年度、さがみはら教育大綱が策定されましたけれども、その中に地域社会全体で子どもたちを守り、育てる取組を進めてまいりますとあります。このことを踏まえて学校、教育委員会、市長部局が共に連携し、安全・安心の教育体制づくりを進めていくことが急がれると思ひます。

◎加山市長 ありがとうございます。

では永井廣子委員、よろしくお願ひします。

◎永井（廣）委員 学校と家庭との良好なコミュニケーションが図られるように、学校の様々な先生とのかかわりや、青少年教育カウンセラーとのかかわり、またPTAとのかかわり等、保護者が状況に応じて相談できるいくつかの選択肢があることはとても大切であると感じております。子ども自身のいじめに対する意識を高めるために、いじめ防止フォーラムへ子どもたち自身が参加するように形態を工夫したということはとても大切な視点であると捉えております。

◎加山市長 ありがとうございます。

再発防止策について、ただいま様々なご意見をいただいたわけですが、先ほど学校教育部長から相模原市子どものいじめに関する審議会からのご意見として説明がございました。児童・生徒の自主的な取組の推進やインクルーシブ教育の視点を踏まえた授業づくりの実践等を踏まえた上で、子どもたちを主役としました日常の取組についても今後充実をさせる必要があるのではないのでしょうか。

その辺はいかがでしょうか。

永井職務代理者。

◎永井（博）委員 子どもたちが1日の大半を過ごす学校では、毎日が楽しく活気に満ちた

ものであってほしいと思っています。そのためには、日常の授業や特別活動を工夫していくことが大切だと考えます。授業や行事などでは意見交換や発表する機会を増やしていくことにより、様々な意見や考え方を学び、そのことで成長するものと捉えております。また、インクルーシブ教育の視点を踏まえた授業づくりを進め、子どもたちが協働して学び合えるよう、授業力の向上を図っていくことが大変大切だと思います。そして子どもを理解するため、子どもとかかわる時間を十分に取る、このような工夫も必要だと思っております。

◎加山市長 ありがとうございます。

子どもには様々な個性があるわけですが、こういうのに応じた支援が必要だと感じているところでございます。そのためにも教職員が日々、自身の教育者としての資質、これを磨くための研修に励みまして、理解を深めることも必要であると感じているところでございます。

そのことにつきましては何かお考えがございましたらどうぞ。

大山委員。

◎大山委員 先ほど学校教育部長の方から、現状の対策の報告がございました。やはり教職員一人一人がインクルーシブ教育を推進するための理解を深めること、合理的配慮を踏まえた適切な支援ができるような対応力を高めることが大切だと考えております。医療などの専門的な視点の助言を得るなどの連携の充実を図っていくことも必要であります。

市の寄附講座「地域児童精神科医療学」電話相談事業について、一層の活用の推進に向けた学校への聞き取りや直接相談につなげるための支援が行われようとしていることは大切な取組であり、さらに充実に努める必要があると思います。これは心の問題についての相談のネットワークというべき位置付けになると思いますので、是非充実を図っていただきたいと考えております。

学校、教育委員会、市長部局や医療機関等との連携を図りまして、多面的な支援に当たることは子どもたちにとって必要なことだと捉えております。

◎加山市長 ありがとうございます。

今ご意見をいただきました、市と教育委員会が連携していく視点につきましては、これは当然のこととございまして、大変重要なことであるわけですが、このような視点から支援を行うこととともに、保護者との協力、これも必要であろうと考えているところでございますが、これについて何かご意見ありますでしょうか。

永井廣子委員。

◎永井（廣）委員　今回は学校の指導のあり方について指摘がなされておりますが、先生方一人一人がまず子どもたちの気持ちを受け止めること、そして保護者と協力して支援することが重要であったと感じております。そのための相談しやすい体制づくりや、地域との連携強化なども力を入れて取り組んでいく必要があると感じております。

◎加山市長　ありがとうございました。

ほかにご意見は。

福田委員。

◎福田委員　教育基本法の中にも学校と地域、家庭の連携が書かれておりますけれども、学校は保護者や地域と一体となって子どもたちを支援していくということが大切だと思います。そのためには、保護者や地域から情報や意見を得ることができるよう、また学校も少し開かれた形で地域と連携していくと、こういう意識を持つことが必要だろうと思います。

◎加山市長　地域、保護者との連携、これは大変重要な視点でございます。その辺を踏まえまして、教育長、何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。

◎野村教育長　冒頭でも申し上げましたとおり、学校と家庭、地域、関係機関等が連携した取組を強化する必要性、このことは大変強く感じているところでございます。一方で、いじめや自殺予防に係る取組におきましては、やはり日ごろから子ども自身が認められ、大切にされている、このように感じるができる環境を整えることが重要だろうと思います。一人一人の自己肯定感ですとか、自己有用感、こうしたものを育むことができますよう、学校、家庭、地域社会がこれまで以上に一丸となって取り組んでいけるよう努めてまいりたい、このように考えております。

◎加山市長　ありがとうございます。

ただいま、いろいろな意見が出されました。また、審議会からの意見等を踏まえまして、教育委員会とともに再発防止に我々もしっかりと努めていきたいと思っておりますし、二度と悲しい事案が起こらないよう努めていく必要もございます。この後、協議事項でもございます児童虐待による重篤事例に関する答申への対応についても共通する内容がありますので、引き続きましてそちらの協議に入りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

---

## □児童虐待による重篤事例に関する答申への対応について

◎加山市長 それでは次に、協議事項の2つ目でございます児童虐待による重篤事例に関する答申への対応についてでございます。

この件につきましては、児童虐待の重篤事案といたしまして、本年4月に私から相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会に諮問いたしまして、去る9月16日ございましたが、児童虐待検証部会から答申があったものでございます。今回の答申の内容と対応策につきまして、こども育成部長から説明をお願いしたいと思います。

○小林こども育成部長 それでは、児童虐待による重篤事例に関する答申の概要につきましてご説明を申し上げます。お手元の資料3「児童虐待による重篤事例に関する答申の概要」をご覧いただきたいと存じます。この答申は、児童相談所が受理・係属した男子児童が平成26年11月に自殺を図り、施設入所後の平成28年2月末に体調が悪化し、死亡した事例につきまして、平成28年4月20日付で市長から、相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会に諮問をいたしました。その後、検証部会において事実関係を調査し、再発防止に向けた今後の取組などを審議した結果をとりまとめた「児童虐待重篤事例検証報告書」が平成28年9月16日付で市長に答申されたものでございます。

1の諮問内容ですが、重篤事例に係ります事実関係の調査、および再発防止に向けた今後の取組について諮問したものでございます。

2の検証部会の開催状況でございますが、平成28年4月20日から9月7日までの間に計6回開催されております。

3の児童福祉法の改正を踏まえた意見でございますが、本事例の検証期間中に児童福祉法が改正され、本事例の再発防止に密接に関連することから、検証部会からの答申に当たって、児童福祉法の改正を踏まえた児童相談所の体制強化についてなど、3項目の意見をいただいております。

4の再発防止に向けた提言でございますが、検証部会から児童相談所やこども家庭相談課、学校などの関係機関に対し、要保護児童対策地域協議会による情報共有、情報連携、裏面になりますが児童に寄り添ったケースの見立て及び対応、学校の対応など、9項目の提言をいただいております。

続きまして、答申を踏まえました取組につきましてご説明を申し上げます。

お手元にごございます資料4「児童虐待による重篤事例に関する答申への対応について」をご覧ください。こちらは検証部会からの意見及び提言を踏まえ、関係機関が再発防止のために取り組む事項について整理したものでございます。

1の改正児童福祉法を踏まえた児童相談体制の強化についての意見への対応でございますが、平成28年6月3日に公布された改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、児童虐待の発防止から、自立支援までの一連の施策を総合的かつ一体的に推進するための体制整備や、児童相談所や要保護児童対策地域協議会の調整機関への児童福祉司等の専門職の配置を進め、児童相談体制の充実・強化に努めてまいりたいと考えております。

2の検証報告書の提言への対応でございますが、9つの提言に対して、表の中央に3既に取り組んでいる事項を、表の右側に4今後取り組む事項を記載してございます。本日は教育委員会の関係する項目を黒丸として表示してございますので、こちらの項目を中心に説明をさせていただきます。

(1) 要保護児童対策地域協議会による情報共有、情報連携につきましては、既に取り組んでいる事項といたしまして、1点目は複数の機関が継続して支援している虐待ケースは、原則個別ケース検討会議を開催し、情報の共有と援助方針の一致を図り、役割分担に応じた支援を行うことといたしました。

2点目は、要保護児童対策地域協議会内において、個別ケース検討会議の重要性について、理解と周知の徹底を図ったところでございます。また、今後取り組む事項といたしまして、個別ケース検討会議の実施マニュアルの作成を、年度内を目途に作成してまいりたいと考えてございます。

(3) 児童に寄り添ったケースの見立て及び対応については、既に取り組んでいる事項といたしまして、子どもからの聞き取りに当たっては、子どもが話しやすい環境設定を第一に考え、子どもの訴えを的確に把握することに努めているところでございます。

また、今後の取り組む事項といたしまして、子どもの訴えを丁寧に聞き取るため、要保護児童対策地域協議会の関係機関合同によります面接技術の向上に向けた研修を実施する予定でございます。

(4) 一時保護（職権保護）の判断については、今後取り組む事項といたしまして、区相談課と関係機関は子どもの一時保護の必要性があると判断した場合、児童相談所にその趣旨を具体的に意見として述べることを徹底してまいります。

(8) 学校の対応については、既に取り組んでいる事項といたしまして、1点目が、

教職員の児童虐待に関する理解と認識を深め、組織的な対応力を高めるために虐待対応担当者会における内容の充実、及び児童虐待に関する研修の充実を図っているところでございます。

2点目が各学校における児童・生徒への命を大切にする心を育む取組として、人権・福祉教育担当者会等において「命を大切にする心を育むリーフレット」の積極的な活用を周知するとともに、相談しやすい環境づくりに向けた取組を実施しているところでございます。

3点目が、外部機関、専門家との連携を進める取組として、学校、関係機関との連携体制の構築に向けた取組、各種相談機関の情報の周知徹底、青少年教育カウンセラーの積極的な活用及び外部機関との連携強化を図っているところでございます。

また、今後の取り組む事項といたしまして、1点目が子どもに対する自殺予防教育を推進するために、子どもの心の問題と関わる相談の在り方、自傷行為への対応など、子どもの命を守るための手立てについての研修を実施するとともに、子どもへの自殺予防教育の在り方について検討を進めてまいります。

2点目が、子どもの命と安全を守るために、警察との相互連携制度の活用や、ネットパトロールの強化に取り組んでまいります。

3点目が、支援教育コーディネーターや養護教諭等による保護者支援の必要性について教職員への周知を図ってまいります。

(9) 児童福祉施設の役割・機能に対する理解については、今後取り組む事項といたしまして、区相談課、学校職員を対象とした施設見学や、社会的養護児童の理解を深めるための研修を実施するなど、協力体制の構築に取り組んでまいります。

以上で答申の対応についての説明を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎加山市長 ご苦勞様でした。

説明が終わりましたので、これより協議に入りたいと思います。

今回の答申内容や今後の対応策について、教育委員会のご意見等がございましたらまずお聞かせいただきたいと思います。

◎野村教育長 それではまず、私からお話をさせていただきます。

ただいま答申についてはこども育成部長から説明がありましたが、様々な関係機関が関わっていたにもかかわらず尊い命が失われたこと、このことをまず大変重く受け止めなけ

ればならないと考えます。検証部会の提言の中でも、児童に寄り添ったケースの見立てと、また対応が大変重要であるということが示されております。この点について、重視すべきであると考えております。

◎加山市長 ありがとうございます。

永井廣子委員、よろしく申し上げます。

◎永井（廣）委員 今回の件では、本人が帰宅を拒否したり、自ら保護を求めて自宅を飛び出すなど、本人からのSOSが何度も出ていたのに助けることができませんでした。これは児童と関わりのあった関係機関の職員の中で、誰か一人でもこの児童の立場に立って考えることができているならば命を守ることができた、ゲートキーパーとしての役割を果たすことができたのではないかと考えております。

課題として示されているとおり、児童の気持ちに寄り添った対応ができていなかったことが本当に残念です。

◎加山市長 ありがとうございます。

永井職務代理者。

◎永井（博）委員 答申については、大変重く受け止めております。このようなことが再び起こらないよう、学校と行政が一丸となって再発防止に取り組んでいかなければならないと考えています。

今回の件では、児童虐待に対する教職員の理解が不十分であったという指摘がございます。教職員の児童虐待に関する理解・認識を深め、対応する力を高めていくための取組を進めていかなければならないと考えております。

◎加山市長 ありがとうございます。

大山委員、何かご意見ありますでしょうか。

◎大山委員 今回の児童虐待による重篤事例に関する答申ということをお初めにご報告をいただいたときに、医師という立場から感じたことを申し述べさせていただきますと、今回の答申の中で、こども家庭相談課と児童相談所の二層構造による役割分担と責任の明確化が必要との指摘がございます。

政令市になりまして児童相談所が設置され、一義的な窓口は区のこども家庭相談課とされておりますけれども、そのことが市民だとか医療機関、関係諸団体にあまり周知されていないように感じておりました。また、児童虐待を防止するには、学校と市長部局の福祉部門との連携が非常に重要だと感じております。

◎加山市長 そうですね。

福田委員、ありましたらお願いします。

◎福田委員 ただいま、大山委員の意見に賛成でございますが、先ほど子ども育成部長の報告にございました虐待ケースに対して、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議というものが開催されているということで、こうした中で、関係機関の支援方針というものを一致させ、一本化させていくということが非常に重要だと思われまます。

個々の取組の中で、従来教育委員会と市長部局の福祉部門の間で風通しが悪かったりというようなことがございましたことを早急に改め、情報の共有化をしっかりと行って、それぞれの役割に応じた効果的な取組を図り、より一層、児童に寄り添った支援を実施してもらいたいと思います。

◎加山市長 ありがとうございます。

野村教育長、お願いします。

◎野村教育長 今回の答申では、本年6月の児童福祉法の改正を踏まえまして、児童相談所の体制強化や、また要保護児童対策地域協議会の充実・強化、こうしたものに取り組を求められております。この協議会に配置する専門職に情報を一元化することなども必要だろうと思っております。また加えまして、今後体制の強化を図っていく中では、先般、市長・副市長にもご相談した経緯がありますが、教育委員会と市長部局との間で、特に市長部局の児童福祉の相談部門、こうしたところで指導主事と社会福祉職との人事交流を深めていきたいという考えを持っております。

こうしたことでより効果的な支援につながるのではないかと、このように考えているところです。

◎加山市長 はい、ありがとうございます。

永井職務代理者。

◎永井（博）委員 教育委員会と市長部局の人事交流ですが、それぞれの部門でお互いの専門性を発揮することによって、子どもたちや学校への支援につながっていくのではないかと思います。ぜひ進めていきたいことだと思っております。

◎加山市長 何かほかに。

では、福田委員。

◎福田委員 今、人事交流というようなこととか提案がございましたが、やはり連携していくというところで具体的に考えていきますと、教職員と児童相談所や子ども家庭相談課な

どの職員による、特に児童虐待というところの合同研修などを実施していくことによってどのように対応していくのかというようなことの共通理解、またその背景にあるものの共通理解が進み、寄り添った支援につながっていくのではないかと思います。

◎加山市長 ありがとうございます。

今回の答申では、教育委員会との連携、これが課題になっております。今後、児童虐待の防止に向けまして、互いの職員の資質の向上を図れるように実践的な研修、または実施方法、また人事交流、これらについて考えていきたいなと思っているところでございます。

また、児童福祉法の改正、これを踏まえまして要保護児童対策地域協議会に配置をいたします専門職等によります情報の一元化ですね、そうした情報の管理、そしてまた後方支援などにつきましてもしっかりと取り組んでまいりたいと、このように思っているところでございます。

これに関連しまして、何かほかにご意見ございますでしょうか。

教育長。

◎野村教育長 私から1点。ただいま案件になっているこの児童虐待の事例と、先ほどのいじめの事例、いずれも中学生が自ら死を選んでしまったという大変悲しい事案でございます。先ほど子ども育成部長からも今後の取組の説明がありましたが、未来ある子どもの自殺を予防する、こうした取組についても力を入れていくことが必要だろうと考えます。

本年4月に自殺対策基本法が改正されまして、学校では児童生徒に対して「各人がかけがえのない個人として共に尊重すること」や、また「強い心理的負担を受けた場合における対処のしかた」などの教育を行うよう努めることになりました。こうしたことも踏まえまして、子どもが命の大切さを理解しまして、自ら命を絶ってはいけないということ、また一方で非常に苦しい思いをされているときに相談の窓口というのが複数用意されているんだという、こうしたこともしっかりと子どもたちに伝えていくことが必要だろうと考えています。

◎加山市長 ありがとうございます。

ほかにご意見。

大山委員。

◎大山委員 ただいま教育長がおっしゃったとおりでございます。

命の大切さを伝えていくことは非常に大切なことだと思いますが、教育現場で児童・生徒に自殺を防止するための教育をする際には、児童・生徒への伝え方を慎重に検討してい

く必要があると思います。

それとともに、教育長もおっしゃってましたけれども、児童・生徒がSOSのサインが出ているときには、心の問題を相談できるような窓口があることを伝えることがとても重要であると私は強く思います。ぜひそういった対応を講じてほしいと考えております。

◎加山市長 ありがとうございます。

ほかに。

永井廣子委員。

◎永井（廣）委員 かけがえのない個人だという実感をできるというものを中学生までのときに持つというのはなかなか機会がないのではないかとは思いますが、自分の命が何よりも大切なものであって、自殺を選んでしまうことによって家族や友達など、周りの人がどれほど悲しい思いをするのか、命の重さを子どもたち一人一人がしっかりと理解できるような機会があるといいと思っております。

◎加山市長 ありがとうございます。

今、いろいろな意見をいただきましたが、これまでも自殺予防に関しましては各区の障害福祉相談課、そして自殺予防専門電話によります相談の窓口、研修会や啓発活動などの取組を進めてきたわけですが、今後、市長部局と教育委員会との一層の連携の取組を行うことで、より子どもたち自身が命の大切さや尊さを理解して、しっかりと実感できるような取組、さらに充実して進めていく必要があると、このように思っているところでございます。

この件について、何かほかにご意見は、ありますか。

どうぞ。

◎福田委員 市民憲章というのを私は割と気に入っていて、教育委員会室に掲げてありますのでよく見るのですが、その中に「いのちを大切にし 思いやりと笑顔で 明るいくらしを築きます」という項目がございます。市民憲章ができて随分時間が経ちましたけれども、子育ての現場というのはいろいろな課題があるかと思えます。ともすれば暗い気持ちになることが多いのですが、やっぱり子育てで一番大事な私は笑顔だと思っておりますので、そういうことも勘案しながら、明るい笑顔がでてくるような取組というのをやっぱり重視していきたいなと思えます。

◎加山市長 そうですね、ありがとうございました。

何かほかにごありますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

---

### □児童の放課後対策に係る市長部局と教育委員会の連携について

◎加山市長 それでは会議を進めさせていただきまして、協議事項の3つ目でございます児童の放課後対策に係る市長部局と教育委員会の連携についてを議題とさせていただきたいと思っております。

本市では、放課後の児童の安全な居場所づくりのためには放課後児童クラブの待機児童の解消が喫緊の課題と認識をしております、そのため、市長部局と教育委員会が共通の考えのもと、さらに連携・協力を進めましてこの課題に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

本日、こうした課題等につきまして説明をいたしますので、ご意見を賜りたいと存ずるところでございます。

教育委員の皆様には、児童クラブが置かれている現状をご理解いただきまして、これからも児童の放課後対策にご協力いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、内容の説明をこども育成部長よりお願いをしたいと思います。

○小林こども育成部長 それでは、児童の放課後対策に係る市長部局と教育委員会の連携につきましてご説明申し上げます。

資料5をご覧くださいと存じます。

1の趣旨でございますが、近年の共働き世帯の増加などに伴い、放課後児童クラブの需要は急増してございまして、待機児童の解消が喫緊の課題となっております。

本市では、これまでも学校の理解と協力のもと、小学校の余裕教室や学校敷地などを活用した児童クラブ及び放課後子ども教室の整備を進めてきております。

特に児童クラブにおきましては、待機児童の解消のほか、対象年齢拡大への対応も求められておりますことから、学校運営に支障のない範囲で小学校の余裕教室等の効果的な活用を、市、学校、教育委員会が連携して推進するものでございます。

3の現状と課題でございますが、市立の児童クラブは本年5月1日現在、市内に67か所ございまして、4,829人の児童が入会してございます。待機児童数につきましては236人となっております。67か所のうち、小学校の校庭に設置しているのが23か所、余裕教室等を活用して運営をしているのが16か所でございます。

待機児童解消に向けた課題といたしましては、整備用地や活用施設、及び指導員の確保

がございます。また、学校法人やNPO法人などが運営する民間の児童クラブは現在市内に30か所ございます。本年5月1日現在、852人の児童が入会しておりまして、開設の促進及び指導員の確保といった課題がございます。

(2)の小学校の現状と課題についてでございますが、児童数は平成31年度には約3万5千人まで減少することが見込まれております。

課題といたしましては大規模マンションの建設等による局所的・一時的な児童数の増加への対応に加え、少人数指導・少人数学級等の推進や特別支援学級の整備など、児童一人一人に応じたきめ細かな教育や適切な支援のための教室等の確保の必要性が高まる中で、児童クラブに活用できる教室の必要性もまた高まっておりますことから、その解決を図るための工夫が求められているところでございます。

恐れ入りますが、裏面をご覧くださいと存じます。

これまでの取組状況と今後の更なる連携についてでございます。

直近3年間の教育委員会・学校との連携による市立児童クラブの施設整備等の状況は表のとおりでございます。受け入れ定員の拡大を図っているところでございます。

今後も安定的・継続的に放課後の児童の健全育成及び安全な居場所づくりを進めるため、市と学校・教育委員会が連携し、創意工夫による余裕教室等の効果的な活用や、実際の活用の際しての安全で適正な管理運営を図ることを目的に、共通の考え方を、年度内を目途にまとめてまいりたいと考えております。

以上で、児童の放課後対策に係る市長部局と教育委員会の連携についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

◎加山市長　ご苦勞様でした。

説明が終わりました。この議題についてご意見がございましたらお願いしたいと思えます。教育長、お願いします。

◎野村教育長　では、はじめに私からお話をさせていただきます。

ただいま説明にありました趣旨に記載もありますが、両親が共働きをしていて、家に帰っても誰もおらず、さみしい思いをしながら過ごしている子どもたち、数多くいる現状でございます。

こうした子どもたちの思いを受け止めまして、思いやりを持って子どもたちの居場所をつくることは、私たち大人の責任でもあると考えます。

放課後の安全な居場所づくりは、児童の健全育成の観点からも、教育委員会自らの大きな課題でもあると考えております。学校施設を子どもたちの安全な居場所の確保のために有効活用していくことは、必然的な流れであると理解をしております。

先ほど市長からもお話がありましたが、児童クラブの整備につきましてはこれまでも教育委員会として市長部局と連携を深めながら進めてきたところだと理解をしておるところでございますが、さらに協力を深めまして、効果的な活用方策を検討していければ、このように考えております。

◎加山市長 ありがとうございます。

ほかに、福田委員いいですか。

◎福田委員 国の放課後子ども総合プランでも、学校の余裕教室の活用が謳われております。

児童クラブの待機児童、この解消には学校の活用は効果的であり、かつ急がれる方策だと思われませんが、一方で少人数学級の推進などで子ども一人一人に応じたきめ細かな教育や適切な支援なども求められておまして、学校の中での教育活動に使用する教室が必要な状況もございます。活用を検討する際には、こうした学校側の事情も理解した上で児童クラブと学校双方に支障がなく、有効な活用ができますように、例えば学校の支障がない放課後の時間帯を積極的に活用するなど、双方のニーズをうまく調整して柔軟に対応する工夫も必要ではないかと思えます。

◎加山市長 そうですね、ありがとうございます。

永井廣子委員。

◎永井（廣）委員 放課後の子どもたちの生活の質の確保というのも大変重要な視点だと思っております。子どもたちが求めるものは何か、どうしたら子どもたちにクラブ生活への満足感を与え、明日への力を湧き出させることができるかを常に考えることが必要なのではないかと思えます。そのためには、保護者を含め学校の先生と児童クラブの指導員が信頼関係を築き、児童の情報の共有を十分に図って一緒に児童の健全育成を行っていくことが大変重要であると感じております。

また、子どもたちの健全な成長のためには、放課後に勉強、遊び、友達との交流が出来る場所を増やしていくことが大切であり、児童クラブだけに限らず、いろいろな方法を幅広く考えることが必要です。例えば、横浜市では児童クラブと放課後子ども教室を組み合わせた施策をしていると聞いておりますので、相模原市でも幅広い視点で検討をしていただきたいと思っております。

◎加山市長 ありがとうございます。

児童の放課後の居場所づくり、これを多面的に行うことにつきましてはまさに重要でございます、放課後子ども教室、児童館、こどもセンターといった施設がこうした役割を担ってきているわけでございます。

また、中高生を含む子どもたちが健全に育ちあうことがとても大切でありまして、こうした施設が子どもたちにとりまして魅力的な場所となりますよう、取組を進めていかなければならないと考えているところでございます。

これに関連しまして、何かまたご意見があれば。

永井職務代理者。

◎永井（博）委員 児童の放課後の居場所づくりの重要性は十分認識しているつもりでございます。今年度内に共通の考え方をまとめたいとのことですが、学校も基本的には趣旨を理解していると思います。

学校は余裕教室のあるなしや校舎の配置やつくりが学校ごとで違っております。また、福田委員がおっしゃっていましたように、少人数指導、習熟度別指導を実施したり、放課後の係活動、委員会活動、子どもたちの自主的活動等で空き教室は活用頻度やその必要性もかなり高くなってきている面もございます。

子どもたちの安全・安心を確保することは何よりも優先して考えなければならないことですが、校舎、施設、備品など、管理面の不安を強く感じている面もあります。これらのことが、学校側に不安を感じているところだと思っておりますので、考え方をまとめていく過程ではぜひ個別の学校と調整をしていただくことが大切だと思っております。

児童の健全な成長は本市の発展に欠かせないものであり、教育委員会と市長部局が連携・協力して安心して過ごすことのできる放課後の居場所をつくっていくことは大変重要であると認識しています。ぜひ、今のようなことを考慮しながらお話を進めていただけたら幸いです。

◎加山市長 ありがとうございます。

まさに学校にもいろいろ事情がございますので、個々の事情に寄り添うと言いましょるか、よく実態を聞きながらやっていかなくちやいけないと、こんなふうに思っているところでございます。

現在、さがみはら児童厚生施設計画の見直しを進めておりまして、その中で教育委員会との連携の一層の推進を位置付けてまいります。こうした計画に基づきまして、共通の考

え方につきましては市長部局と教育委員会との検討の場で小学校長会等にも参加していただきまして、今年度内を目途にまとめていきたいと考えております。対策の更なる推進を図ってまいりたいと思っております。

ほかにご意見。

大山委員、どうぞ。

◎**大山委員** 児童クラブの待機児童対策としては、学校の余裕教室等の活用も有効な方策であると考えますけれども、先ほど永井職務代理者よりお話がございましたように、学校教育の推進のための教室の確保も求められている状況もありますので、学校施設の活用も考えつつ、あわせて民間の力を活用して児童クラブを増やしていくことも必要であると考えます。また、支援を必要とするような児童につきましても利用できるような対応をぜひご配慮いただきたいと、福祉の面からですけれどもよろしくお願いいたしたいと存じます。

◎**加山市長** ありがとうございます。

大山委員がおっしゃるとおり、民間児童クラブの更なる活用、これも視野に入れながら対策を進めていくことが必要だと、こんなふうに思っております。市内に既に30クラブの民間事業者がいるわけですが、民間の幼稚園、保育園などにも参入の働きかけを行っております、さらなる参入促進を図っていきたく思っております。ご案内のとおり、保育園ですとか幼稚園、そういったものが子どもの支援の充実の施設でもあるという位置付けもされておりますので、そういったことをご理解いただきながら民間児童クラブの促進と言いましょいか、受け皿、これを充実させていきたいとこんなふうに思っております。

この件について、ほかにごございますでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎**加山市長** ありがとうございます。

それでは、この件の協議につきましては終了とさせていただきます。

子どもの貧困問題やいじめや非行の問題がクローズアップをされているところでございます。こうした問題の発生を未然に防止をし、解決をするためには子どもたちが安心して過ごすことができる居場所を整備する必要があります。その意味では、授業終了後の児童の生活の場を提供する児童クラブの役割、これは重要であると考えております。ぜひ、市と教育委員会、学校が一体となりまして知恵を出し合ってくださいまして、子どもたち

の安全・安心な居場所づくりに尽力をお願いしたいと思っております。

よろしいですかね。今日の総合会議にかけます議題3件については終了したわけですが、何かこの際ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎加山市長 ありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました内容は全て終了となりました。いろいろご協議をいただきましてありがとうございます。これをもちまして終了とさせていただきます。

---

□閉 会

午後3時37分 閉会